

【別表第1】

介護事業所等の種別			補助基準額
1		集合住宅併設型（同一建物減算の対象事業所）	200,000円／事業所
2	訪問介護事業所	上記以外で1月あたり延べ訪問回数200回以下（※1）	300,000円／事業所
3		〃 訪問回数201回以上2,000回以下（※1）	400,000円／事業所
4		〃 訪問回数2,001回以上（※1）	500,000円／事業所
5	訪問入浴介護事業所		200,000円／事業所
6	訪問看護事業所		200,000円／事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200,000円／事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下（※1）	200,000円／事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下（※1）	300,000円／事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上（※1）	400,000円／事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200,000円／事業所
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホームは28、軽費老人ホームは29による）		200,000円／事業所
13	福祉用具貸与事業所		200,000円／事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200,000円／事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200,000円／事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200,000円／事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200,000円／事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200,000円／事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200,000円／事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームは28、軽費老人ホームは29による）		200,000円／事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200,000円／事業所
22	居宅介護支援事業所		200,000円／事業所
23	介護老人福祉施設		6,000円／定員（※2）
24	介護老人保健施設		
25	介護医療院		
26	地域密着型介護老人福祉施設		
27	短期入所生活介護事業所		
28	養護老人ホーム		
29	軽費老人ホーム		

※1）令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断する。ただし、当該基準期間における算定が不可能な介護事業所等については、訪問介護事業所については300,000円/事業所、通所介護事業所については200,000円/事業所を基準額とする。

※2）令和7年4月1日時点の定員により判断する。ただし、令和7年4月2日以降に事業を開始した介護事業所等については、事業開始時点の定員により判断する。